

議案第38号

石岡市龍神の森キャンプ場条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市龍神の森キャンプ場条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、龍神の森キャンプ場の使用料を改正するため。

石岡市龍神の森キャンプ場条例の一部を改正する条例

石岡市龍神の森キャンプ場条例（平成20年石岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条，第14条関係）

キャンプ場使用料

（単位：円）

区分	単位	金額	摘要
多目的室	1回	2,200	
バーベキューサイト	3時間	1,100	1時間増すごとに 330円加算
炊き場・炊事場	1回	330	
テントサイト	1箇所 1泊	330	
キャンプファイヤー場	1回	3,300	
シャワー室	1回	550	

備考 バーベキューサイト及びテントサイト使用料には，炊き場・炊事場の使用料を含む。

附 則

この条例は，平成31年10月1日から施行する。